

土地の評価額UPダウン

固定資産税における土地の評価額は、総務大臣の定めた固定資産評価基準によって、売買実例価額を基に算定した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた評価方法により評価します。

◆宅地の評価方法

- ア. 市街地宅地評価法の場合
- ①まず、利用状況（商業地や住宅地など）に応じて区分し、それを街路の状況や公共施設等からの距離などを考慮してさらに区分します。
 - ②次に、標準宅地（奥行、間口、形状などが標準的なもの）を選定します。
 - ③次に、地価公示価格、地価調査価格及び鑑定評価価格を活用し路線価の付設をします。（平成6年度の評価替えから、宅地の評価は、地価公示価格等の7割が目途となっています）
 - ④最後に、路線価を基にしてそれぞれの宅地の状況（奥行、間口、形状など）に応じて評価額を算出します。
- イ. その他の宅地評価法の場合
- 状況の類似する地区ごとに標準宅地を選定し、その適正な時価（地価公示価格等の7割を目途）に比準して評価額を算出します。

◆宅地の税負担の調整措置

課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価

額に対する前年度課税標準額の割合）の均衡化を促進するため、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させる措置がとられています。

◆住宅用地に対する課税標準の特例

- 住宅用地（住宅の敷地の用に供されている土地）は、その税負担を特に軽減する必要から、特例措置が適用されます。適用漏れ防止のためにも、利用状況に変更があった場合は税務課資産税係まで申告をお願いします。
- ア. 小規模住宅用地（住宅用地のうち1戸あたり200㎡まで）・・・価格の6分の1
- イ. 一般住宅用地（住宅用地のうち小規模住宅用地以外の部分。ただし家屋の床面積の10倍まで）・・・価格の3分の1
- ※併用住宅の場合は、居住部分の割合によって住宅用地の範囲が異なる場合があります。

◆特例措置の確認について

住宅用地の特例措置が適用されている土地については、5月に送付しました固定資産税・都市計画税納税通知書の土地・家屋課税資産明細書の「軽減税額・特例欄」に、「住宅用地」と表示されていますのでご確認ください。また、毎年4月1日から5月31日（土日、祝日を除く）の期間は、無料で課税台帳の閲覧ができますので、ぜひご利用ください。なお、不明な点がございましたら、税務課資産税係までお問い合わせください。

固定資産税のあらましを記載した、「固定資産税のしおり」を税務課で配布しています。なお、（財）資産評価システム研究センターのホームページでもご覧いただけます。

国民健康保険

住民課国民健康保険係 ☎64-7702

国民健康保険加入の皆さんへ

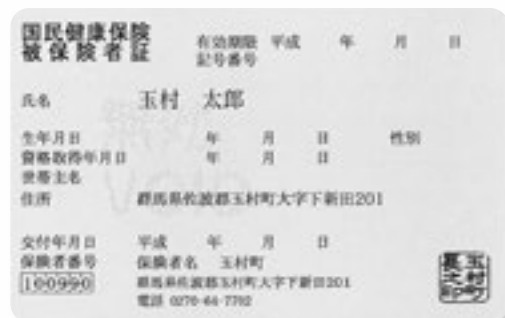
新しい保険証を普通郵便で郵送します

現在お使いの国民健康保険の保険証は9月30日（日）で期限切れとなりますので、10月1日（月）からお使いいただく新しい保険証を郵送します。

普通郵便で郵送しますが、簡易書留での郵送をご希望の人や役場窓口での受け取りを希望する人は、9月14日（金）までに国民健康保険係（☎64-7702）までご連絡をお願いします。

また、9月末までに保険証が届かない場合は、お手数ですが国民健康保険係までご連絡ください。有効期限を過ぎた保険証は使用できません。

- ◆世帯主へ加入者全員分の保険証を郵送します。
- ◆保険証の記載内容（氏名・性別・生年月日・住所など）に誤りがないかご確認ください。
- ◆保険証裏面の注意事項もお読みください。
- ◆新しい保険証は、台紙に貼り付いていますので、はがしてお使いください。



新しい保険証の色は紫色です